## 学 則

①商号又は名称	医療法人 仁寿会
②研修事業の名称	医療法人 仁寿会 介護職員初任者研修講座
③研修の種類	介護保険法施行令に基づく介護員養成研修
	(介護職員初任者研修課程)
④研修課程及び	介護職員初任者研修課程
学習形式	・通学形式
	・通信形式 (通信学習実施計画書 (別添2-10) を参照。)
⑤事業者指定番号	262
⑥開講の目的	介護に携わる者が、介護業務を遂行する上で、相当の知識・技術と
	それを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業
	務を行うことができるように研修するため。
⑦講義・演習室	講義:大阪府高槻市北園町13番19号
(住所も記載)	医療法人 仁寿会 2階多目的室
	演習:大阪府高槻市郡家本町 13 番 18 号
	社会福祉法人 春樹会多目的ホール
⑧実習施設	1 実施しない
	② 実施する (実習施設一覧表(別添2-7)を参照。)
⑨講師の氏名及び	講師一覧表(別添2-3)を参照。
担当科目	
⑩使用テキスト	日本医療企画「介護職員初任者研修課程テキスト」3巻
⑪シラバス	シラバス(別添2-2)を参照。
②受講資格	介護職を希望する者
⑬広告の方法	広告媒体による募集及び関連施設等へのポスター貼り付け
⑭情報開示の方法	下記ホームページにおいて情報開示する。
	ホームページアドレス:http://jinjyu-kai.jp/
⑮受講手続き及び	受講希望者には、学則や申込書、その他必要な書類等を送付する。
本人確認の方法	本人確認の方法は運転免許証、健康保険証・パスポート等の写しを
(応募者多数の	添付。
場合の対応方法	受講希望者が定員を上回った場合は、申し込み先着順とする。
を含む)	【送付先】569-0802 大阪府高槻市北園町 13 番 19 号
	医療法人仁寿会 介護職員初任者研修講座担当者 宛

⑥受講料及び受講	64,000円 (テキスト代、消費税含む)
料支払方法	支払い方法 口座振込みによる
11203273 124	振込先 三井住友銀行 高槻支店
	医療法人 仁寿会
	理事長の明平圭司
①解約条件及び返	
金の有無	開講日 30 日前まで⇒全額返金。 開講日 15 日前まで⇒半額返金。
	  開講日 15 日以内及び開講後の解約は返金なし。
	【研修事業者からの解約】
	   申込内容に虚偽があった場合⇒返金なし。
	   研修期間中に違法行為が発覚した場合⇒返金なし。
	研修事業者が指定取り消し、破産した場合⇒全額返金。
18受講者の個人情	個人情報保護規程策定の有無(角・無)
報の取扱	受講者から取得した個人情報は、個人ファイル等を作成し施錠可能
	なロッカー等に保管する。閲覧については管理者の許可のもと行う。
	閲覧により知り得た個人情報は、外部に漏洩しないよう職員には誓
	約書を書かせ、また、退職後の秘密保持の誓約書も書かせる。
	なお、修了者は大阪府の管理する修了者名簿に記載される。
⑩研修修了の認定	認定方法:修了を認定した者には修了証明書を交付する。
方法	研修の修了年限:5ヶ月
	修了評価方法:(別添2-9)を参照。
⑩補講の方法及び	補講の方法:
取扱	個別対応のみとする。
	補講に要する費用:1時間あたり2,000円
②科目免除の取扱	大阪府介護員初任者研修実施要領に従い、科目の免除を行う。
	但し、受講料の割引は行わない。
②受講中の事故等	事故原因が事業所に帰する場合で、治療費等が発生した場合は、事
についての対応	業者がそれを負担する。
	事故原因が受講者に帰する場合は、事業者はその責任を負わず、受
	講料の返金も行わない。
◎研修責任者名、所	氏名:久井 隆
属名及び役職	所属名:医療法人仁寿会 人材育成グループ
②課程編成責任者	氏名:平座 佳彦
名、所属名及び役	所属名:医療法人仁寿会 人材育成グループ
職	
②苦情等相談担当	氏名:大山 武友
者名、所属名、役	所属名:医療法人仁寿会 人材育成グループ
職及び連絡先	連絡先: 072-684-3377

@研修事務担当者	氏名:平座 佳彦
名、所属名及び連	所属名:医療法人仁寿会 人材育成グループ
絡先	連絡先: 072-684-3377
②情報開示責任者	氏名:平座 佳彦
名、所属名、役職	所属名:医療法人仁寿会 人材育成グループ
及び連絡先	連絡先: 072-684-3377
∞修了証明書を亡	「養成研修修了証明書等の亡失・き損時の取り扱いに関する要領」
失・き損した場合の	に基づき証明書を交付する。
取扱い	・証明書交付に係る費用:2,000円
図その他必要な事	学習意欲に著しく欠け、修了の見込みがないと認められた者。また、
項	他の受講生や本事業所内、建物内で著しい損害を与えると判断した
	場合や研修中に秩序を乱した者。公序良俗に反する行為があった場
	合は受講の取り消しとなることがある。

※1 大阪府からのお知らせ	大阪府介護職員初任者研修事業実施要領第2の2(1)より抜粋
	【内容及び手続きの説明及び同意】
	事業者は、受講の受付に際し、受講希望者に対し受講するため
	に必要な費用等を明記した学則の内容及び研修を受講する上での
	重要な事項等を記載した書面等を配布するとともに、その説明を
	行い、かつ、あらかじめ受講希望者の同意を得なければならない。

※2 研修事業者の指定担当

大阪府 福祉部 地域福祉推進室

福祉人材・法人指導課 人材確保グループ

電話:06-6944-9165